

電波法施行規則等の一部を改正する省令案の新旧対照条文

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（免許を要しない無線局）</p> <p>第六条 法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 五MHz帯無線アクセスシステム（四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下又は五、〇三〇MHzを超え五、〇九一MHz以下のうち総務大臣が別に告示する周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために基地局と陸上移動局との間若しくは陸上移動局相互間で行う無線通信（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）又は携帯基地局と携帯局（上空での運用を除く。）との間若しくは携帯局（上空での運用を除く。）相互間で行う無線通信をいう。）の陸上移動局又は携帯局であつて、かつ、空中線電力が〇・〇ワット以下であるもの</p> <p>九・十 （略）</p>	<p>（免許を要しない無線局）</p> <p>第六条 法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 五MHz帯無線アクセスシステム（四、九〇〇MHz以上五、〇〇〇MHz以下又は五、〇三〇MHz以上五、〇九一MHz以下のうち総務大臣が別に告示する周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために基地局と陸上移動局との間又は陸上移動局相互間で行う無線通信（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）をいう。）の陸上移動局であつて、かつ、空中線電力が〇・〇ワット以下であるもの。</p> <p>九・十 （略）</p>
<p>（特定無線局の無線設備の規格）</p> <p>第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 電気通信業務を行うことを目的とする携帯移動地球局</p> <p>(1)〜(11) （略）</p> <p>(12) 設備規則第四十九条の二十四第八項に規定する技術基準</p> <p>(13) （略）</p> <p>(14) （略）</p> <p>六〜十 （略）</p>	<p>（特定無線局の無線設備の規格）</p> <p>第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 電気通信業務を行うことを目的とする携帯移動地球局</p> <p>(1)〜(11) （略）</p> <p>(12) （略）</p> <p>(13) （略）</p> <p>六〜十 （略）</p>
<p>（登録の対象とする無線局）</p> <p>第十六条 法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜六 （略）</p>	<p>（登録の対象とする無線局）</p> <p>第十六条 法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜六 （略）</p>

七 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準に係る無線設備  
を使用する携帯基地局

八 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準に係る無線設備  
を使用する携帯局

九 (略)

十 (略)

(登録局の無線設備の規格)

第十七条 法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める無線設備の規格は、次に掲げるものとする。

一〜六 (略)

七 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準のうち携帯基地  
局に係るもの

八 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準のうち携帯局に  
係るもの

九 (略)

十 (略)

(登録局の開設区域)

第十八条 法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める区域は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下又は五、〇三〇MHzを超え五、〇九  
一MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域は、総務大臣が別に  
告示する区域とする。

2 (略)

七 (略)

八 (略)

(登録局の無線設備の規格)

第十七条 法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める無線設備の規格は、次に掲げるものとする。

一〜六 (略)

七 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準のうち携帯基地  
局に係るもの

八 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準のうち携帯局に  
係るもの

九 (略)

十 (略)

(登録局の開設区域)

第十八条 法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める区域は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局  
の開設区域は、総務大臣が別に告示する区域とする。

三 五、〇三〇MHzを超え五、〇九一MHz以下の周波数の電波を使用する無線局  
の開設区域は、沖縄総合通信事務所の管轄区域以外の区域とする。

2 (略)

改正案	現行
<p>第五節 混信防止機能</p> <p>（混信防止機能）</p> <p>第九条の四 法第四条第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 七三・六MHzを超え一、二六〇MHz以下（三二二MHzを超え三一五・二五MHz以下及び四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下を除く。）又は二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局（施行規則第六条第四項第二号に規定する無線局をいう。以下同じ。）については、次に掲げる機能</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>六 十 （略）</p> <p>十一 五MHz帯無線アクセスシステム（施行規則第六条第四項第八号に規定する無線通信をいう。以下同じ。）の陸上移動局及び携帯局については、次に掲げる機能</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>十二 （略）</p> <p>（人体頭部における比吸収率の許容値）</p> <p>第十四条の二 携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステム（電気通信業務を行うことを目的として、二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために開設された陸上移動局と通信を行う基地局と当該陸上移動局との間で無線通信（陸上移動中継局又は陸上移動局の中継によるものを含む。）を行うものをいう。以下同</p>	<p>第五節 混信防止機能</p> <p>（混信防止機能）</p> <p>第九条の四 法第四条第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 七三・六MHzを超え一、二六〇MHz以下（<u>一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下</u>、<u>三二二MHzを超え三一五・二五MHz以下</u>及び四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下を除く。）又は二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局（施行規則第六条第四項第二号に規定する無線局をいう。以下同じ。）については、次に掲げる機能</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>六 十 （略）</p> <p>十一 五MHz帯無線アクセスシステム（施行規則第六条第四項第八号に規定する無線通信をいう。以下同じ。）の陸上移動局については、次に掲げる機能</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>十二 <u>一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局については、次に掲げる機能</u></p> <p>イ <u>空中線電力が等価等方輻射電力で一〇〇マイクロワット以下であり、かつ、電気通信回線に接続しない場合にあつては、施行規則第六条の二第三号に規定する機能</u></p> <p>ロ <u>イの場合以外の場合にあつては、施行規則第六条の二第二号に規定する機能</u></p> <p>十三 （略）</p> <p>（人体頭部における比吸収率の許容値）</p> <p>第十四条の二 携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステム（電気通信業務を行うことを目的として、二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために開設された陸上移動局と通信を行う基地局と当該陸上移動局との間で無線通信（陸上移動中継局又は陸上移動局の中継によるものを含む。）を行うものをいう。以下同</p>

下同じ。)の陸上移動局、非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局及びインマルサット携帯移動地球局(インマルサットGPS型に限る。)の無線設備(伝送情報が電話(音響)の放送を含む。以下この項において同じ。)のもの及び電話とその他の情報の組合せのものに限る。)は、当該無線設備から発射される電波の人体頭部における比吸収率(電磁界にさらされたことによつて任意の生体組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、さらに六分で除して得た値をいう。以下同じ。)を毎キログラム当たり二ワット以下とするものでなければならない。ただし、次に掲げる無線設備についてはこの限りでない。

一・二 (略)

2 (略)

### 第三章 受信設備

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

2 18 (略)

19 三二二MHzを超え三二五・二五MHz以下若しくは四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信設備については、第二項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

(表 略)

注 (略)

20 27 (略)

28 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットGPS型の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

(特定小電力無線局の無線設備)

第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

じ。)の陸上移動局及び非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備(伝送情報が電話(音響)の放送を含む。以下この項において同じ。)のもの及び電話とその他の情報の組合せのものに限る。)は、当該無線設備から発射される電波の人体頭部における比吸収率(電磁界にさらされたことによつて任意の生体組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、さらに六分で除して得た値をいう。以下同じ。)を毎キログラム当たり二ワット以下とするものでなければならない。ただし、次に掲げる無線設備についてはこの限りでない。

一・二 (略)

2 (略)

### 第三章 受信設備

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

2 18 (略)

19 一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局であつて、空中線電力が等価等方輻射電力で一〇〇マイクロワット以下であるものの受信設備又は三二二MHzを超え三二五・二五MHz以下若しくは四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信設備については、第二項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

(表 略)

注 (略)

20 27 (略)

(特定小電力無線局の無線設備)

第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用するもの

イ 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、空中線系、電源設備、制御装置その他総務大臣が別に告示する装置については、この限りでない。

ロ 送信空中線は、その絶対利得が二・一四デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの送信空中線に一ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ 総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する送信時間制限装置及びキャリアセンスを備えていること。ただし、総務大臣がこの条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線設備については、この限りでない。

ニ 送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、搬送波の周波数から二〇kHz離れた周波数の(±)八kHzの帯域内に輻射される電力が一マイクロワット以下であること。ただし、絶対利得が〇デシベル以下の送信空中線を使用する無線設備にあつては、等価等方輻射電力で一マイクロワット以下であること。

三 十 (略)

十一 一〇・五GHzを超え一〇・五五GHz以下又は二四・〇五GHzを超え二四・二五GHz以下の周波数の電波を使用するもの

イ・ロ (略)

ハ 送信空中線は、その絶対利得が二四デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得二四デシベルの空中線に〇・〇二ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

二 (略)

十二・十三 (略)

第四節の十八 五GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備

一 (略)

二 一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用するもの

イ 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備、制御装置その他総務大臣が別に告示する装置については、この限りでない。

ロ 送信空中線は、その絶対利得が二・一四デシベル以下であること。

ハ 給電線及び接地装置を有しないこと。

ニ 総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する送信時間制限装置を備えていること。

ホ 送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、搬送波の周波数から二〇kHz離れた周波数の(±)八kHzの帯域内に輻射される電力が、次のとおりであること。

(1) 空中線電力が等価等方輻射電力で一〇〇マイクロワット以下である無線設備にあつては、等価等方輻射電力で一マイクロワット以下

(2) (1)以外の無線設備にあつては、一マイクロワット以下

三 十 (略)

十一 一〇・五GHzを超え一〇・五五GHz以下又は二四・〇五GHzを超え二四・二五GHz以下の周波数の電波を使用するもの

イ・ロ (略)

ハ 送信空中線は、その絶対利得が二四デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得二四デシベルの空中線に〇・〇一ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

二 (略)

十二・十三 (略)

第四節の十八 五GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備

(五周帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十一 五周帯無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局、陸上移動局(次項に規定するものを除く。)、携帯基地局及び携帯局(次項に規定するものを除く。)の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 十二 (略)

2 五周帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局(空中線電力が〇・〇一ワット以下のものに限る。)の無線設備は、前項第一号から第三号まで、第七号から第九号まで及び第十二号に規定するもののほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 送信装置の空中線は、次の条件のいずれかに適合すること。

イ・ロ (略)

三 (略)

四 陸上移動局又は携帯局の送信する電波の周波数は、通信の相手方となる基地局又は携帯基地局若しくは携帯局(前項に規定するものに限る。)の電波(他の無線局により中継されたものを含む。)を受信することによつて、自動的に選択されること。

五 (略)

(インマルサット携帯移動地球局の無線設備)

第四十九条の二十四 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットC型の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 四 (略)

2 7 (略)

8 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットGSPS型の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 送信装置の条件

イ 変調方式は、GMSK方式であること。

ロ 送信速度は、次のいずれかの値であること。

毎秒一六、九〇〇ビット、毎秒六七、七〇八ビット

二 受信装置の条件

空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比は、(一)二四デシベル以上であること。

三 空中線の条件

送信又は受信する電波の偏波は、右旋円偏波であること。

(五周帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十一 五周帯無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局(次項に規定するものを除く。)の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 十二 (略)

2 五周帯無線アクセスシステムの陸上移動局(空中線電力が〇・〇一ワット以下のものに限る。)の無線設備は、前項第一号から第三号まで、第五号、第七号から第九号まで及び第十二号に規定するもののほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 送信装置の空中線は、次の条件に適合すること。

イ・ロ (略)

三 (略)

四 (略)

(インマルサット携帯移動地球局の無線設備)

第四十九条の二十四 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットC型の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 四 (略)

2 7 (略)



<u>域デジタルコードレス電話の無線局</u>		
<u>7</u>	<u>時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局</u>	<u>3</u>
<u>8</u>	<u>小電力データ通信システムの無線局</u>	<u>50</u>
<u>9</u>	<u>無線測位局（注 29）</u>	
(1)	<u>地上DME及び地上タカンの送信設備</u>	<u>20</u>
(2)	<u>機上DME及び機上タカンの送信設備</u>	<u>100 k H z</u>
(3)	<u>SSRの送信設備</u>	
ア	<u>モードS機能を有するもの</u>	<u>10 k H z</u>
イ	<u>その他</u>	<u>200 k H z</u>
(4)	<u>ATCトランスポンダの送信設備</u>	
ア	<u>モードS機能を有するもの</u>	<u>1,000 k H z</u>
イ	<u>その他</u>	<u>3,000 k H z</u>
(5)	<u>質問信号送信設備</u>	<u>10 k H z</u>
(6)	<u>基準信号送信設備及びノントランスポンダ</u>	<u>1,000 k H z</u>
(7)	<u>その他の無線測位局</u>	<u>500</u>
<u>10</u>	<u>地上基幹放送局（注 21、49）</u>	
(1)	<u>テレビジョン放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局</u>	<u>1 H z</u>
(2)	<u>その他の地上基幹放送局</u>	<u>500 H z</u>
<u>11</u>	<u>アマチュア局</u>	<u>500</u>

<u>6</u>	<u>小電力データ通信システムの無線局</u>	<u>50</u>
<u>7</u>	<u>無線測位局（注 29）</u>	
(1)	<u>地上DME及び地上タカンの送信設備</u>	<u>20</u>
(2)	<u>機上DME及び機上タカンの送信設備</u>	<u>100 k H z</u>
(3)	<u>SSRの送信設備</u>	
ア	<u>モードS機能を有するもの</u>	<u>10 k H z</u>
イ	<u>その他</u>	<u>200 k H z</u>
(4)	<u>ATCトランスポンダの送信設備</u>	
ア	<u>モードS機能を有するもの</u>	<u>1,000 k H z</u>
イ	<u>その他</u>	<u>3,000 k H z</u>
(5)	<u>質問信号送信設備</u>	<u>10 k H z</u>
(6)	<u>基準信号送信設備及びノントランスポンダ</u>	<u>1,000 k H z</u>
(7)	<u>その他の無線測位局</u>	<u>500</u>
<u>8</u>	<u>地上基幹放送局（注 21、49）</u>	
(1)	<u>テレビジョン放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局</u>	<u>1 H z</u>
(2)	<u>その他の地上基幹放送局</u>	<u>500 H z</u>
<u>9</u>	<u>アマチュア局</u>	<u>500</u>

	<u>12 地球局及び宇宙局（注 32、33、40）</u>	<u>20</u>
8・9（略）	（略）	（略）

注1～31（略）

32 インマルサット船舶地球局及びインマルサット携帯移動地球局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)～(5)（略）

(6) インマルサットGSPS型の無線設備 0.1(10<sup>-6</sup>)

33～52（略）

別表第二号（第6条関係）

第1～第4（略）

第5 インマルサット船舶地球局及びインマルサット携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

1～7（略）

8 インマルサットGSPS型の無線設備

(1) 変調信号の送信速度が每秒16,900ビットのもの 19kHz

(2) 変調信号の送信速度が每秒67,708ビットのもの 63kHz

第6～61（略）

別表第三号（第7条関係）

1～33（略）

34 5GHz帯無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局、陸上移動局、携帯基地局及び携帯局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

35（略）

36 インマルサット携帯移動地球局の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)～(6)（略）

(7) インマルサット携帯移動地球局のインマルサットGSPS型の送信設備

ア 不要発射（高調波発射を除く。）の等価等方輻射電力の強度の許容値は、次のとおりとする。

	<u>10 地球局及び宇宙局（注 32、33、40）</u>	<u>20</u>
8・9（略）	（略）	（略）

注1～31（略）

32 インマルサット船舶地球局及びインマルサット携帯移動地球局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)～(5)（略）

33～52（略）

別表第二号（第6条関係）

第1～第4（略）

第5 インマルサット船舶地球局及びインマルサット携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

1～7（略）

第6～61（略）

別表第三号（第7条関係）

1～33（略）

34 5GHz帯無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

35（略）

36 インマルサット携帯移動地球局の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)～(6)（略）

周波数帯	不要発射の強度の許容値
<u>9 kHz 以上 50MHz z 未満</u>	<u>任意の 10 kHz 幅において (－) 64 d BW</u>
<u>50MHz z 以上 500MHz z 未満</u>	<u>任意の 100 kHz 幅において (－) 64 d BW</u>
<u>500MHz z 以上 1,000MHz z 未満</u>	<u>任意の 3 MHz z 幅において (－) 64 d BW</u>
<u>1,000MHz z 以上 1,596.5 MHz z 未満</u>	<u>任意の 3 MHz z 幅において (－) 58 d BW</u>
<u>1,596.5MHz z 以上 1,606.5MHz z 未満</u>	<u>任意の 1 MHz z 幅において (－) 58 d BW</u>
<u>1,606.5MHz z 以上 1,616.5MHz z 未満</u>	<u>任意の 300 kHz 幅において (－) 58 d BW</u>
<u>1,616.5MHz z 以上 1,621.5MHz z 未満</u>	<u>任意の 100 kHz 幅において (－) 58 d BW</u>
<u>1,621.5MHz z 以上 1,624.5MHz z 未満</u>	<u>任意の 30 kHz 幅において (－) 58 d BW</u>
<u>1,624.5MHz z 以上 1,626.5MHz z 未満</u>	<u>搬送波の基本周波数からの離調周波数が 450 kHz の場合は 7.5 kHz 幅において、搬送波の基本周波数からの離調周波数が 1.5MHz z 以上の場合は任意の 25 kHz 幅において (－) 58 d BW</u>
<u>1,626.5MHz z 以上 1,660.5MHz z 未満</u>	<u>搬送波の基本周波数からの離調周波数が 450 kHz の場合は 7.5 kHz 幅において、搬送波の基本周波数からの離調周波数が 1.5MHz z 以上の場合は任意の 25 kHz 幅において (－) 54 d BW</u>
<u>1,660.5MHz z 以上 1,662.5MHz z 未満</u>	<u>搬送波の基本周波数からの離調周波数が 450 kHz の場合は 7.5 kHz 幅において、搬送波の基本周波数からの離調周波数が 1.5MHz z 以上の場合は任意の 25 kHz 幅において (－) 58 d BW</u>
<u>1,662.5MHz z 以上 1,665.5MHz z 未満</u>	<u>任意の 30 kHz 幅において (－) 58 d BW</u>

<u>5MHz z 未満</u>	<u>58 d BW</u>
<u>1,665.5MHz z 以上 1,670.5MHz z 未満</u>	<u>任意の 100 kHz 幅において (-)</u> <u>58 d BW</u>
<u>1,670.5MHz z 以上 1,680.5MHz z 未満</u>	<u>任意の 300 kHz 幅において (-)</u> <u>58 d BW</u>
<u>1,680.5MHz z 以上 1,690.5MHz z 未満</u>	<u>任意の 1 MHz z 幅において (-)</u> <u>58 d BW</u>
<u>1,690.5MHz z 以上 12.75 GHz z 未満</u>	<u>任意の 3 MHz z 幅において (-)</u> <u>58 d BW</u>

イ 高調波発射の強度の許容値は、等価等方輻射電力が (-) 38 d B W以下である値とする。

37~54 (略)

37~54 (略)

改正案	現 行
<p>（特定無線設備等）</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第二項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 十九の四 （略）</p> <p>十九の五 設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五MHz帯無線アクセスシステムの基地局及び携帯基地局の無線設備（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>十九の六 設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五MHz帯無線アクセスシステムの基地局及び携帯基地局の無線設備であつて、同項第十一号に規定する等価等方輻射電力の上限値が〇・二マイクロワットのもの</p> <p>十九の七・十九の八 （略）</p> <p>十九の九 設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五MHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局の無線設備（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>十九の十 設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五MHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局の無線設備であつて、同項第十一号に規定する等価等方輻射電力の上限値が〇・二マイクロワットのもの</p> <p>十九の十一 設備規則第四十九条の二十一第二項においてその無線設備の条件が定められている五MHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局の無線設備</p> <p>二十〇六十四 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（特定無線設備等）</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第二項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 十九の四 （略）</p> <p>十九の五 設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五MHz帯無線アクセスシステムの基地局の無線設備（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>十九の六 設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五MHz帯無線アクセスシステムの基地局の無線設備であつて、同項第十一号に規定する等価等方輻射電力の上限値が〇・二マイクロワットのもの</p> <p>十九の七・十九の八 （略）</p> <p>十九の九 設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五MHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局の無線設備（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>十九の十 設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五MHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局の無線設備であつて、同項第十一号に規定する等価等方輻射電力の上限値が〇・二マイクロワットのもの</p> <p>十九の十一 設備規則第四十九条の二十一第二項においてその無線設備の条件が定められている五MHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局の無線設備</p> <p>二十〇六十四 （略）</p> <p>2 （略）</p>
<p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(3) (1)・(2) （略）</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>ア （略）</p>	<p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(3) (1)・(2) （略）</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>ア （略）</p>

置 装		信 送		一	
空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	(略)	(略)	○	(略)
射の強度	低周波発振器 スプリアス電力計又はスペクトル分析器	(略)	注 <sub>8</sub> ○	○	(略)
幅	疑似音声発生器又は疑似信号発生器 バンドメータ又はスペクトル分析器	(略)	注 <sub>8</sub> ○	○	(略)
占有周波数帯	疑似音声発生器又は疑似信号発生器 バンドメータ又はスペクトル分析器	(略)	注 <sub>8</sub> ○	○	(略)
周波数	周波数計又はスペクトル分析器	(略)	(略)	○	(略)
二 試験項目				四 特定無線設備の種別	
三 測定器等				(略)	
				備 設 線 無 の 号 十 三 第 項 一 第 条 二 第	

置 装		信 送		一	
空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	(略)	(略)	○	(略)
射の強度	低周波発振器 スプリアス電力計又はスペクトル分析器	(略)	注 <sub>8</sub> ○	○	(略)
幅	疑似音声発生器又は疑似信号発生器 バンドメータ又はスペクトル分析器	(略)	注 <sub>8</sub> ○	○	(略)
占有周波数帯	疑似音声発生器又は疑似信号発生器 バンドメータ又はスペクトル分析器	(略)	注 <sub>8</sub> ○	○	(略)
周波数	周波数計又はスペクトル分析器	(略)	(略)	○	(略)
二 試験項目				四 特定無線設備の種別	
三 測定器等				(略)	
				備 設 線 無 の 号 十 三 第 項 一 第 条 二 第	

比吸収率	比吸収率測定装置	(略)	注 15 ○	(略)
周波数偏移又は周波数偏位又は変調度	低周波発振器 直線検波器又は変調度計	(略)		(略)
プレエンファシス特性	低周波発振器 直線検波器	(略)		(略)
搬送波電力	低周波発振器 スペクトル分析器	(略)		(略)
総合周波数特性	低周波発振器 電力計	(略)		(略)
総合歪及び雑音	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	(略)		(略)
送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	オシロスコープ又はスペクトル分析器	(略)		(略)
隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	(略)		(略)
搬送波を送信していないときの電力	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	(略)		(略)
送信速度	低周波発振器 オシロスコープ	(略)	注 8 ○	(略)

比吸収率	比吸収率測定装置	(略)		(略)
周波数偏移又は周波数偏位又は変調度	低周波発振器 直線検波器又は変調度計	(略)		(略)
プレエンファシス特性	低周波発振器 直線検波器	(略)		(略)
搬送波電力	低周波発振器 スペクトル分析器	(略)		(略)
総合周波数特性	低周波発振器 電力計	(略)		(略)
総合歪及び雑音	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	(略)		(略)
送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	オシロスコープ又はスペクトル分析器	(略)		(略)
隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	(略)		(略)
搬送波を送信していないときの電力	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	(略)		(略)
送信速度	低周波発振器 オシロスコープ	(略)	注 8 ○	(略)

受 信 装 置	副次的に発する電波等の限度	電界強度測定器又はスペクトル分析器	(略)	注 8	(略)
	感度	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	(略)		(略)
	通過帯域幅	標準信号発生器 周波数計 レベル計	(略)		(略)
	減衰量	標準信号発生器 周波数計 レベル計	(略)		(略)
	スプリアス・レスポンス	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	(略)		(略)
	隣接チャネル選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ	(略)		(略)
	感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計	(略)		(略)
	相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	(略)		(略)
	局部発振器の周波数変動	周波数計	(略)		(略)

受 信 装 置	副次的に発する電波等の限度	電界強度測定器又はスペクトル分析器	(略)	注 8	(略)
	感度	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	(略)		(略)
	通過帯域幅	標準信号発生器 周波数計 レベル計	(略)		(略)
	減衰量	標準信号発生器 周波数計 レベル計	(略)		(略)
	スプリアス・レスポンス	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	(略)		(略)
	隣接チャネル選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ	(略)		(略)
	感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計	(略)		(略)
	相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	(略)		(略)
	局部発振器の周波数変動	周波数計	(略)		(略)

ダイエシフア	低周波発振器	(略)	(略)
シス特性	直線検波器		
総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	(略)	(略)

注 1 ～ 14 (略)  
 15 ～ 設備規則第十四条の二第二項各号に規定するものを除く。  
 16 ～ 21 (略)  
 イ・ウ (略)  
 二・三 (略)

ダイエシフア	低周波発振器	(略)	(略)
シス特性	直線検波器		
総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	(略)	(略)

注 1 ～ 14 (略)  
 15 ～ 設備規則第十四条の二第二項各号に規定するものを除く。  
 16 ～ 21 (略)  
 イ・ウ (略)  
 二・三 (略)